

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所在地	千葉県柏市若柴178-4-148-1ウエスト3F チコルフロア内
評価実施期間	令和4年9月12日～令和5年3月3日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	野田市立北部保育所 ノダシリツホクブホイクショ		
所在地	〒278-0046 千葉県野田市谷津682-2		
交通手段	東武アーバンパークライン 七光台駅下車 徒歩8分		
電 話	04-7125-4697	F A X	04-7192-6372
ホームページ	http://www.coby.jp/		
経営法人	株式会社コピーアンドアソシエイツ		
開設年月日	野田市受託 平成25年4月1日		
併設しているサービス	午後8時までの長時間延長保育 生後6カ月からの乳児保育		

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
							130		
敷地面積	3114.69㎡			保育面積		約771.82㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診年2回 歯科検診年1回 ぎょう虫卵、尿検査年2回 視力検査								
食 事	完全給食 補食								
利用時間	基本保育：午前8時30分～午後4時30分 時間外保育：午前7時～8時30分、午後4時30分～6時 延長保育：午後6時～8時								
休 日	日曜・祝日・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）								
地域との交流	園開放 世代間交流 小中学生、高校生の体験学習								
保護者会活動	保護者会だより発行 写真販売 保護者会主催夕涼み会								

(3) 職員（スタッフ）体制（R4.11.1）

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		14	14	28
専門職員数	施設長	看護師	その他専門職員	
	1	1	2	
	保育士	栄養士		
	17	1		
	保育補助	調理員		
	3	3		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	野田市児童家庭部 保育課で申込みを受け付けています。 ＜問合せ先＞野田市児童家庭部保育課保育係 電話：04-7125-1111 内線：2175	
申請窓口開設時間	月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 午前8時30分から午後5時15分まで	
申請時注意事項	子どもと保護者で面接をお願いします。	
サービス決定までの時間	申請書の提出は前月の10日まで、決定の場合は翌月1日より入所 (年度当初4月の入所については1月頃から受付)	
入所相談	当保育所または野田市保育課にて随時受付しております。	
利用料金	保育料は、所得税や市民税等の額と児童年齢で異なります。 午後6時からの延長保育は別途料金がかかります。	
食事料金	3歳以上児については、主食費200円/月、副食費5,200円/月 がかかります。	
苦情対応	窓口設置	保育所/受付担当者：主任保育士 解決責任者：保育所長 野田市児童家庭部保育課
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p><保育理念></p> <ul style="list-style-type: none"> • 健康で明るく豊かな感性を持つ子ども • のびのびと創造的に自己を表現できる子ども • 国際性の豊かな子ども • 自分から物事に意欲的に取り組み、やりとげる子ども • おおらかで思いやりがあり、とりまく人々を大切にしている子ども
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 夜8時までの長時間延長保育 • 生後6カ月からの乳児保育 • 完全給食の実施 • 世代間交流事業 • 地域子育て支援活動 • 障害児保育
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p><豊かな自然環境></p> <p>7本のいちょうの木が植わる広々とした園庭には、季節によりさまざまな虫たちが顔を出し、子どもたちは夢中で遊んでいます。駅近の立地ですが、周辺にも豊かな自然があふれ、のびのびと遊ぶことができます。</p> <p><北部保育所名物「よさこい」></p> <p>年長児は、一年を通して「よさこい」に取り組みます。一緒に踊る楽しさを感じながら、お友だちとの絆を深めています。</p> <p><一年を彩り、成長を促す多彩な行事></p> <p>季節や日本文化に触れる行事を、毎月複数回以上行っています。特に運動会や発表会では、音響や衣装にも徹底的にこだわった本格的な演出のもとに行い、子どもたちは大きな感動や達成感を得てぐんと成長します。</p> <p><本物体験を大切にしています></p> <p>給食で使用する食器はすべて陶器やガラス製、木製で、ここには「物を大切に扱う」ことを知ってほしいという思いがあります。また専属のサッカーコーチによるサッカー保育や、ネイティブスピーカーによる国際交流保育、体育指導員による体育保育も日常カリキュラムに取り入れており、これらの指導はすべて専属スタッフにより行われています。サッカーについては、年度末には園対抗のサッカー大会を開催するほか、習い事としてのサッカースクールを利用でき、保護者様の送迎なしで通うことができます。</p> <p><食べるよろこびを育てる食育プログラム></p> <p>食育の基本は「おいしい」という体験からと考えています。そこで、法人全体の総料理長には元シティホテルの総料理長だった人物を招聘し、メニュー考案や調理スタッフへの指導にあたっています。また、定期的な「こだわりの逸品プログラム」として、旬のものや希少な食材を厳選し、提供しています。他にも毎月の新メニューの提供や、菜園やクッキング保育など様々な食育プログラムを実践しています。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
子どもが生まれながらに持つ力を引き出す保育が実践されている
保育方針の一つに「年齢の異なる子ども同士の交流で『思いやり』と『優しさ』を持つ子どもへと」を掲げており、子どもの成長を、子ども自身、保護者や家族、保育者が感動し分かち合える保育が実践されている。そのために、思いやりや優しさ、リーダーシップを育む「異年齢児交流保育」と、しつけや基本的な生活習慣を学びながら創造性・芸術性・知的能力・運動能力等を開発する「年齢別保育」が融合した創設者考案の「マトリクス保育」を基軸とした保育がなされている。人格や様々な能力の土台が形成される大切な乳幼児期の体験を通して、子どもが生まれながらにして持っている能力を最大限引き出し、豊かな人間性が育まれるよう取り組んでいる。
自然と親しむことができる環境を活用した保育が行われている
保育所は雑木林等の自然に恵まれた環境に建っており、いろいろな鳥や昆虫などを容易に観察できるなど自然を満喫できる環境となっている。園のシンボルとなっている7本の大きなイチョウの木がある園庭には、野菜を育てる菜園や花壇があり季節の移ろいを感じられる。サツマイモの栽培・収穫・かまどで芋煮汁を調理してみんなで食べるなど、野外調理体験を行うなど、自然の恵みを肌で感じる事が出来る環境を最大限に活用している。また、園庭は子どもがサッカーの試合ができる広さがあり、思い切り体を動かしたり遊んだりできるようになっている。
多彩な食育の取り組みが行われている
食べ物を大切に作る習慣や自然・人への感謝の気持ちが育むことを目的として、食育を展開している。食育の基本は「おいしい」という体験・よろこびという考えから、栄養のバランスとおいしさを追求した昼食・おやつを提供している。メニュー表は、離乳食、3歳未満児用、以上児用に分けるだけでなく、通常食用、宗教食用、アレルギー食用(アレルギー食材別)等とさらに細分し、除去食ではなく可能な限り代替食を提供するなど、一人ひとりの子どもに寄り添った食事の提供を行うようにしている。食材についても、お米は各地のブランド米(新米)を使用したり、野菜は地元の新鮮なもの、肉・魚についても目で確かめて仕入れている。また、野菜の栽培から収穫、調理の体験など食に対する関心や感謝が育まれる取り組みを行っている。
職員間の円滑なコミュニケーションを図る工夫を行っている
保育手法として異年齢児交流保育と年齢別保育を融合した「マトリクス保育」を実践しており、「マトリクス保育」では全保育士が全園児と関わるため、延長保育時などで担任不在でも、子どもたちが安心して過ごせる環境がある。また、子どもたちが園での生活を通じてのびのびと健やかに成長するうえでは、職員同士が信頼し合い、楽しく風通しの良い職場風土であることが大切であると考えている。園ではインカムを活用して施設長と職員、そして職員同士が業務の連絡だけでなく、お互いの理解を深め合えるような声かけを行っており、職員間の信頼関係の構築や、情報の共有、子どもたちの成長について深く議論し合える関係性の土台となっている。
地域社会に貢献するための取り組み
コロナ禍による緊急事態宣言下でも、子どもを預けて仕事をしなければならない地元の小売店であったり、医療関係等の仕事に就いている保護者も必ずいるので、保育が社会に不可欠なインフラであることを再確認している。受け入れる側の保育所職員に対して、少しでも安心して勤務できるように、給与の補償や勤務調整などをいち早く明文化し果たすべき役割を明確に伝えている。また、さまざまな立場で大変な思いをされているすべての保護者の方に向けて、保護者の心に寄り添うこと、保育を通じて支えていく姿勢を伝えるべく「We are with You.」というメッセージを発信している。

さらに取り組みが望まれるところ

老朽化した建物への対策と備え

保育所の建物は、建築から長年たっており、耐震構造については安全面の確認が取れているが、建物の構造上、環境の維持や安全性の確保が難しい状態になっている。制度上、公設民営園では行政の許可が下りないと大掛かりな改修などができないため、環境の整備を行っているが、温度・湿度・換気・採光・音などを常に適切な状態に保持することが難しい状況である。また、トイレなどの設備も家庭との相違や生活習慣の変化に対応しておらず、使い勝手が良いとは言えない状態である。行える対策は既に実施されているが、保護者・職員からも改善を要望する声が多くあがっており、大きな課題の一つになっている。

新型コロナウイルスの影響により制限されている行事の復活が期待される。

年間を通して子どもたちの遊びや社会行事に合わせた保育行事が数多く企画されている。しかしながら、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の流行により、開催が中止となった行事がいくつかある。特にグループ園全体で行うサッカー大会や地域の方々と一緒に取り組む行事については、軒並み中止となっている。現状では、園内で実施できる子どもたちだけで楽しめる行事を中心にを行っている。企画・演出にこだわり、制限がある状況であっても、これまで以上に本格志向で取り組んでいる。新型コロナウイルスの終息後には、コロナ禍での経験を踏まえつつ速やかに制限されている行事の復活が期待される。

保護者との交流や対話の機会を積極的に設ける取り組みが期待される

例年実施している保護者参加の行事が、新型コロナウイルスの影響により中止や縮小を余儀なくされており、保護者との交流や情報交換の機会が減少している状況である。また、保護者に対する情報提供の手段のひとつとして、通信アプリを導入して対応しているが、やはり子どもの様子を生で見たいと感じていることがうかがえる。行政も規制緩和に動き出したところであり、感染対策を行いながら、保護者との対話に機会を増やし、保護者との交流や情報交換が活性化されることに期待する。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

保育所の運営について、日頃より法人全体や保育所全体、さらに所長や保育士など個人レベルでも自己評価や振り返りを行っていますが、今回、客観的な見地から評価いただき、大変参考になりました。

前回の受審時から比較して、特に利用者調査ではほとんどの項目で前回より高い結果が得られており、保護者との信頼関係が築けているように感じました。今後も引き続き、さらなる信頼関係の構築に向け、各ご家庭の声を聞きながら運営を行ってまいります。

また、課題として挙げられた建物の老朽化については、できる範囲で補修・修繕を行っていますが、地震などの災害も懸念されており、安全の確保について今後も定期的な見直しを行います。また、近隣に学校が多い立地を生かして、地域との関わりをさらに積極的に行うとともに、野田市内で8施設の保育所を運営している法人のスケールメリットを生かした保育サービスを展開してまいります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
	2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0	
		提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
	4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0	
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0	
25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。			4	0		
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。			3	0		
子どもの健康支援			27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0	
28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。			3	0		
5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
		事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
		災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計				136	0	

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・方針は、事業計画・パンフレットに明記されており、法の趣旨や人権擁護・自立支援の精神が盛り込まれているほか、経営理念・ミッション(使命)・保育目標・保育方針を明文化して、全社員の共通理解と協働のもと乳幼児の福祉ならびに保護者と地域の福祉の増進に積極的に務めることが謳われている。また、「子どもなんだから」という考えで保育に妥協するのではなく、子どもに本物を体験させることの大切さを重要視している。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・方針はエントランスや各保育室に提示しているほか、職員には保育理念・保育方針や子どものリスク管理(アレルギー等)が記載されたポケットタイプの手帳を携帯させている。着任前の二泊三日の研修時や入社1・2年目の職員を対象とした、フォローアップ研修では理念・方針の理解に向けた取り組みが行われている。各研修時においても、保育理念・保育方針を周知し定着できるよう取り組んでいる。コロナの影響で実施していないが、例年であれば、年度初めに全社員を集めてキックオフミーティングを行い、法人代表が所信表明を行い、全体研修を通じて年度方針を発表しているが、今年度は、園長会議や運動会の予行などで直接的・間接的に目指すべき方向性を伝えている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用希望者などに渡せるように、A4判カラー20ページの入所案内(重要事項説明書)を登降所管理の端末のところに設置している。また、契約時等にも、入所案内を使って理念・方針・サービスの内容等を順番に分かり易く説明を行い、入所に際しての同意書を貰っている。また、個人面談・入所式・保護者会・5月の保育参観・懇談会などの機会に、理念・方針が実践面でどのように保育に活かされるかを報告し、保護者からの質問に答えている。毎月の保育所だより等の配布物でも保育理念・保育方針の実践面が伝えられているほか、給食の試食や園の様子を見学できるファミリーデーを実施して、保育を見る機会も設けられている。今年度はコロナの影響で、保育懇談会・Family Dayの実施は控えている。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>法律(児童福祉法等)によって定められていることをうけて運営されている児童福祉施設であることから、入所する子どもの福祉を積極的に増進することに「最もふさわしい生活の場」であることが求められており、子どもが健康安全で情緒の安定した生活が出来る環境、自己を十分に発揮できる環境を整備する事に取り組む計画、子どもの健全な心身の発達を支援できる計画を策定している。事業計画・保育計画は毎年更新しており、前年の実施状況の評価を行い、分析・反省から新たな重要課題が明確化された計画を作成している。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時ほもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>運営体制として本社に保育事業本部を置き、経営企画部・総務部とも連携して野田市を中心にグループで36施設の運営を行っている法人であり、重要な課題や方針を決定するにあたっては、毎月1回以上、全施設の保育所所長・主任を集めた会議を行い、協議がなされている。また、職員からの意見や現場の保育の問題は所長によって集約され報告されている。その他にも、毎月の献立会議や研修委員会・DV専任担当者等の各委員会の召集を行い、意見・提案を収集している。会議の課程や決定事項は全職員が理解出来るようその都度、報告・連絡を行い周知している。なお全ての会議はファシリテーション方式を採用しており、参加者の合意形成や相互理解をサポートすることにより、組織や参加者の協働を促進させている。</p>	

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>本部機能においてHRD部(人材採用育成部門)を設け、働きやすい職場環境を整えるよう努めている。また、保育所に事務職員を配置する事で保育士が現場で専念できる体制ができている。所長・主任を中心として毎週職員会議を行い、改善すべき箇所があった場合には、具体的な改善策を明示し、指導力を発揮して全職員の共通理解を促している。働き甲斐向上を図るため、グループ全体で取り組まれているドリームプロジェクトは、職員が音楽・絵本・ICT・ダンス・スポーツ・料理などから興味のある分野に任意で参加し、保育運営における様々な才能や技術を高める活動となっているほか、職員の創意工夫を評価し、毎年度末に優秀な者に表彰を行うなど、自由な意見や発想を尊重する環境を整えている。企業内保育所(企業主導型保育施設)として野田市内にコピーリスクールさくらのさとテラスがあり、子育て中の職員を支援することはもちろん、自分たちが提供する保育を自分の子どもに提供できる環境がある。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>新入職員を対象にした入社前の研修があり、現場に配属される前に保育業務従事者として守るべき倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。また、職員には保育倫理規定や理念・基本方針、「コピースタッフとしての十戒」が記載されたポケットタイプの手帳の携帯を義務化させているほか、就業規則内に倫理規定・法令遵守について明記し、いつでも確認できるようにしている。さらにコンプライアンスの遵守のためにどういうルールを設定しているか等を体系づけて理解できるような取り組みを行い、周知徹底を図っている。個人情報の取り扱いについてもマニュアルを作成し全職員の共通理解を促す取り組みを行っている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員に求めている人材像や役割を・一人ひとりの育ちに寄り添い、育つ感動を子どもと一緒に分かち合えること・保育のプロフェッショナルとしての高い意識で保育にあたること・職員相互の信頼・責任をもとにチームワークを図れることとしており、職員に持って欲しい使命感は、子どもたちの育ちを支えるプロフェッショナルであると同時に、最も身近な大人の一人として、子どもたちが憧れるような存在になることとなっている。入社案内にも研修について記載し、人材育成の方針を明文化している。また、就業規則内に職種・役割に応じた職務内容と権限を明記して職員の役割と権限を明確にしている。評価基準や評価方法は社内規定に明示する事で、客観性・透明性が確保されている。職員がグループ共通の自己評価を年4回以上行っており、クラスごとの反省会の際に職員と上長との間で現況の確認が行われている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所の勤務はシフト制で行われ、シフトは所長が作成している。就労時間・時間外労働・休暇については本社で管理が行われており、集計されたデータが、保育所にフィードバックされている。働きやすく相談しやすい環境づくりに取り組まれており、有休休暇や育児休暇・リフレッシュ休暇などについても公平に取得できるように、人員体制を工夫している。また、人間関係等、施設内で相談できないような内容であっても、エリア間交流の浸透で他園の園長や職員に相談し、意見を聞ける環境がつけられている他、本部のHRD部に直接相談できるオープンな組織づくりが行われている。今年度は新型コロナの流行で、漠然とした不安が広がるなかで、スタッフが少しでも安心できるよう、給与の補償や勤務調整などをいち早く明文化し、スタッフに伝えた。また、保育が社会に不可欠なインフラであることを再確認し、果たすべき役割を明確にしている。ICT化にも取り組み、職員の利便性の向上、事務負担の軽減、コスト削減、ペーパーレス化の実現のため、保育計画書類の入力・管理がPC端末でできるシステムを導入し、各指導計画を電子化することで、書類作成の業務負担が軽減し、管理がしやすくなっている。</p>		

10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>人材育成計画は本部にて作成され、所長を含め職員は、年4回チェックリストを用いた自己評価を行い、上長との個人面談(所長については本部役員)の資料としている。それらをもとに、職員一人ひとりが納得のいく課題・目標が設定され、個別人材育成計画が作成されている。また、保育士のスキルは、知識のほかに経験によって習得されるものが多いことから、OJTの仕組みを明確にし、先輩保育士による指導によって職員一人ひとりのスキルアップが図られている。キャリアアップの道筋としての各階層別の研修があるほか、男性研修・調理員研修・委員会研修などの職務、役割に応じた研修も行っている。</p>		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>児童福祉法第1条に規定されている児童福祉の理念に基づく保育の提供を行うことを基本に、入社前の研修時に法律の基本方針、児童権利宣言を確認させるだけでなく、毎年職員に配布するハンドブックにも一連の内容を記載し、いつでも反復できるようにしている。保育士1対子どもにさせない取り組み(保育士2人以上の保育体制)や、言葉遣いをテーマにした話し合いを職員会議の中で行うなど職員の人権教育が図られている。また、家庭での虐待や不適切な養育に対して、虐待対応マニュアルにそって早期発見を心掛け、チェックリストを作成し、発見した場合は所長が中心となり慎重かつ迅速な対応が行われている。児童相談所・行政・所轄警察署等と連携の図れる体制が整えられている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報の保護に関する方針を定め、プライバシーポリシーとしてホームページで明示している他、パンフレットに掲載する事で保護者への周知を図っている。個人情報の利用目的のみでなく、保育所だより・ブログ等に掲載する写真についても入所時に必ず承諾を得ている。職員に対しても、全体研修会で個人情報保護の研修を行い理解浸透に取り組んでいるほか、保育所内ガイドラインを設定して個人情報保護のマニュアルを事業所に置き、周知徹底を図っている。実習生に関しては、学校側と組織的に保護規定の協定を結ぶほか、オリエンテーション時に個人情報保護についての説明を行っている。保護者向け情報配信システムも管理者の権限を強化し、個人情報を厳重に管理している。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者満足を向上させるため、年一回運営協議会が実施されており、保護者代表・保育所代表・事業所代表・行政、自治体代表による話し合いが行われている。また、年2回のアンケート調査や運動会や発表会のアンケート調査結果を分析し、次年度の計画に活かしている。保護者が相談しやすい環境を作るよう努めており、コロナのため今年度未実施であるが毎月5の付く日をファミリーデーとして、保護者が保育の様子を見学できる日としているほか、日頃から保護者とのコミュニケーションを大切に保つて保育士から積極的に声をかけるよう努めている。</p> <p>コロナ禍で、さまざまな立場で大変な思いをされているであろう、すべての保護者の方に向けて、「We are with You.」という保護者の心に寄り添うこと、保育を通じて支えていく姿勢を伝えるメッセージを発信して、メッセージバッチの配布を行った。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情解決システムを導入・明示しており、園内掲示や会社案内・入所案内への記載のほか、入所案内や入所説明会、園だより4月号で周知している。主任保育士を苦情受付担当者、所長を苦情解決責任者とし、公平な立場による判断と個々のケースに配慮した適切な対応が取れるよう第三者委員と苦情相談委員も設置している。また、職員一人ひとりが苦情に対する理解を深め適切な対応がとれるよう、苦情対応マニュアルを整備している。苦情が発生した際は、ケーススタディとして法人のグループネットワークを通して共有をしている。</p>		

15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育内容について、実践の詳細な記録を残しており、サービスの改善を図るためPDCAサイクルに基づいた取り組みを行っている。改善にあたって保護者アンケートや行事ごとのアンケート・連絡帳の記述・保育参観や保育見学(ファミリーデー)の参加者等の感想等、保護者の意見を集約し参考にしてはいるほか、職員の提案は職員会議で取り上げて、保育内容・サービスの改善に反映させている。また、定期的に受審している第三者評価の結果を公表することで、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>感染予防マニュアル・衛生管理マニュアル・災害マニュアル・安全管理マニュアル・業務マニュアル・農薬や殺虫剤使用に関するマニュアルなど、あらゆる状況に応じて適切な判断が取れるよう細分化され整備されたマニュアルがある。また、各保育所ではマニュアル作り担当が配置されており、職員が中心となって話し合いながら、自所に合う内容となるよう基本事項を押さえつつマニュアルの見直し改定を行っている。災害マニュアルについては、事業継続計画の一環としてグループ園全園を対象とした新たなマニュアルが用意されており、各保育所で職員体制のあり方や必要度が高い備蓄品の見直し等も行っている。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>ホームページやパンフレットには、問合せ及び見学に対応できることについて明記している。保育所の利用に関する問い合わせや見学については、随時対応することが出来るようになっている。園内の見学や案内・説明等は主任または園長が行い、パンフレット等を使用し、園の理念や方針・サービス提供について説明を行っている。例年は直接保育の様子を観ることが出来るが、現在は新型コロナウイルスの影響により、テラスからの見学を実施しているほか、希望者には園だよりを配付している。さらに、ホームページでは動画などで保育の様子を見られることやシェフ監修のレシピや人材紹介など多彩なコンテンツをアップしていることを伝えている。情報公開の一環として、行政開催のイベントにて行事や活動の写真や制作物の展示などを行っている。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入所が決定した園児には個別に面接を行い、理念・保育目標・重要事項等について入所案内を用いて説明を行って、質疑応答に応じている。保護者の保育に関する意向も確認し、その内容を面接記録用紙に記載している。情報提供の手段として園だよりは重要なツールとしており、毎月の保育内容をAR(拡張現実)技術を取り入れることで、よりリアリティーのある情報提供を行っている。また、ICTシステムを導入して行事予定を配信するなど、新しい試みも行っている。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画は、入所から就学に至る在籍期間の全体にわたって、どのような道筋をたどり、養護と教育が一体となった保育を進めていくのかを示すものであり、保育理念、保育目標、内容とねらい、指導、援助、年間計画などの目標を達成するための大枠として作成している。保育の目標を達成するために、子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮している。また、子ども達が豊かな体験ができるようにするために、独自の「マトリクス保育」や「異文化交流保育」を盛り込んでいる。</p>		

20	<p>全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年間指導計画は保育内容や方法をより具現化したものとなっており、全体的な計画に基づいて作成されている。そして、年間指導計画をもとに短期計画として、期案・月案・週案の原案を作成している。計画作成にあたっては、子どもの発達過程・生活の連続性・季節の変化など、あらゆる事項を考慮して作成することとしている。計画には、具体的なねらいや内容を盛り込んでおり、そのねらいを達成するための保育環境を整えることに努めている。3歳未満児、障がい児など、特別な配慮が必要な子どもに関しては、個別計画を作成し、療育との連携や巡回指導を受けるなど、必要に応じて見直しと改善を行っている。</p>		
21	<p>子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊ぶように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊ぶ時間が確保されている。 ■ 教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもが好きな遊びができるようするために、一日の活動の中で自由に遊ぶ時間を確保している。遊ぶ際に使う玩具や遊具は、子どもの発達に合わせたキャラクターに頼らないものを提供している。また、子ども達は園庭で毎日外遊びをしているほか、運動能力の向上を図るために、専任の体育指導員が定期的に子どもたちを指導し、普段は職員がそれを引き継ぐ形で運動あそびを行っている。子どもの意欲向上と自発的な行動を促すために、サッカー保育や「よさこい」を取り入れている。チーム対抗のサッカーや年長児のよさこいは子ども達が自主的な意欲を見せ、年少児クラスも周りで見て刺激される活動となっている。</p>		
22	<p>身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所は雑木林等の自然に恵まれた環境に建っており、園庭にも7本のイチヨウの木が植わり、花や虫たちも季節によって変わるなど、季節の移ろいを感じられ自然を満喫できている。また、花壇の一角に菜園を造り、多彩な季節の植物や野菜を育てている。一例ではあるが、さつまいもを栽培し、収穫した土のついたものに触れたり、かまどを使って調理して芋煮汁を作って食べたりするなどの体験を行っている。</p> <p>地域社会との関わりについては、小学生の町探検の受け入れと防災訓練の際の消防車を手配、交通安全指導や防犯避難訓練を実施した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、野田夏祭りでのよさこいの披露・中学校の職場体験、高校の文化祭招待、高校の図書委員による読み聞かせ、消防救急フェアでの体験乗車などが制限されたが、高齢者施設で発行している機関紙に子供たちが描いた絵を掲載していただくなどの対応に切り替え関係を維持している。</p>		
23	<p>遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所では日常的に、「異年齢児交流保育」と「年齢別保育」を融合した「マトリクス保育」が行われている。異年齢児交流保育によりリーダーシップや思いやりを育み、年齢別保育でしつけや基本的な生活習慣を学ぶことができるようになってきている。また、保育士の手伝いや号令等の当番活動を通して、役割を果たす喜びと責任感を養っている。</p> <p>けんかやトラブルが発生した場合は、必要に応じて保育士が介入する一方で、子ども同士で解決できるように支援している。機微に聡いおじいちゃん先生が在籍し、子どもたちの成長を見守っている。保護者に対しては、責任の所在は保育所にあると明確に示して、状況を知らせるとともに保護者同士の直接的な関わりは極力避けるように徹底している。</p>		

24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>現在、特別な配慮が必要な子どもが在籍しており、障がい児保育の経験のあるスタッフを配置しているほか、個別指導計画をもとに職員全員で共通理解を図りながら保育を行っている。また、市の巡回指導や療育分野を専門にしている外来療育相談と連携し、情報交換を行っている。メインで障がい児保育に携わる職員については、嘱託医や自治体をはじめとした関係機関の担当者との連携が役割の一つとなっている。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>長時間保育を行う際には、専用の部屋を用意し、ゴザやカーペットを敷くことで疲れても寝転がることが出来るようにするなど、子どもが快適に過ごすことができる環境をつくっている。延長保育は20時まで対応しており、18時には補食の提供も行っている。保育士の勤務体制はシフト制を採用しているが、朝のお迎えからお迎えまで一貫性のある保育が提供できるように、引継ぎ事項は口頭による伝達・引継ぎノートへの記載のほか、グループウェアを使用した引き継ぎ事項の確認を行っている。子どもの状況について報告が必要なことがあれば、保護者に対してお迎えの時に説明をしている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>例年であれば、保育参観・懇談会・保育の見学機会(Family Day)を設け、活発な情報交換が行われており、コロナ終息後は再開したいと考えている。</p> <p>今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、日々の送迎や個人面談を中心に、子どもの発達や育児についての情報交換が行われその内容は上長へ報告されている。</p> <p>就学に向けて、就学前に児童要録を小学校に届ける際に、小学校の職員と保育所の職員とで情報伝達の機会を設け、子どもの様子について申し送りを行うなど連携を図っている。</p> <p>地域の状況については、市で開催している幼保小(幼稚園・保育園・こども園・小学校)連絡会に参画し、地域ブロックにわかれて交流会を行い、情報共有や相互理解を深めている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>健康管理に関する情報提供と家庭への依頼については、看護師が保健だよりを通じて行っている。また、健康診断を年に2回・歯科検診を年に1回・尿検査を年2回(2歳児以上)・視力検査を年1回(5歳児)・発育測定を毎月実施して、その結果は保護者に情報提供をしている。毎日の健康チェックとしては、登降所時のマニュアルに従って、子どもの様子やこころの状態を把握している。職員の健康状態についても、体調・体温・せき・下痢の有無を毎日報告することとし、健康状態の優れない職員は保育に就くことができないことになっている。</p> <p>子どもへの投薬については、「与薬補助依頼書」と医師より処方された1回分の薬を専用の薬ケースで預かり、看護師と保育士が確認したうえで子どもに投薬している。</p> <p>SIDS(乳幼児突然死症候群)対策として、5分間隔のブレスチェックはもとより、子どもだけにしない、窒息のおそれがあるものを置かない、顔が見える環境などを原則としている。ブレスチェック時も、口の中に異物がないか、嘔吐していないか、仰向けの姿勢や顔色についても確認している。子どもの健康管理については保健計画に基づいて行われている。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>感染症・疾病・救急対応のマニュアルが策定されており、内容の確認を定期的に行っている。特に、吐しゃ物の除去などは適切に対応出来るようにしている。普段の保育では、看護師が保育中の各クラスを巡回し、子どもの健康状態を把握している。近隣で感染症の流行があった場合は、保護者に対して口頭で情報発信をしたり、ICTシステムでタイムリーに注意喚起を行っている。新型コロナウイルスへの対応として、登園時の検温・こまめな消毒・決まった時間での換気・適切な湿度の管理・食事の際のパーテーションの設置による飛沫防止策などを行っている。園で子ども用のマスクを用意していることもあり、強制ではないが幼児の70%が室内でマスクを使用している。また、法人が運営している全園の状況を共有化し、他園の事例からケーススタディができるようにしている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>給食はグループ全体の調理部門が定期的に献立検討会議を行い、給食業務の質の向上と新メニューの開発と試食会を行っている。調理スタッフの技術向上のため、社内でスイーツコレクション(コンテスト)を開催し、優秀作品を月1回採用しており、今年度も実施予定である。食育の基本は「おいしい」という体験・よこびという考えから、おいしさを追求した昼食・おやつを提供している。毎月1か月分の献立を作成しており、10種以上の新メニューが考えられている。また、離乳食・通常食・宗教食・アレルギー食と細分している。</p> <p>食べ残しや偏食は可能な限りなくすように努めるが、強制はせず、毎日の食事の中で長い計画性を持ち、徐々に改善できるようにしている。アレルギー児や障がいのある子どもには、嘱託医とかかりつけ医の指示のもと適切に対応した食事を提供している。宗教食は除去食ではなく可能な限り代替食を提供するようにしている。配膳時は誤食を防ぐため食札を付けるだけでなく、職員間で声だしの確認をしながら行い、食事中はテーブルを別にするとともに、必ず保育士が見守り・誤食・誤飲の防止に努めている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育を行うにあたって、快適な環境を維持することに力を入れており、整理整頓は毎日行い、室内が備品等で散乱しないようにするなど、子どもたちが快適に過ごすことが出来るようにしている。室内の清掃やトイレ清掃は担当制を採用し、衛生管理マニュアルに沿ってチェック表を用いて確実に清掃、消毒をしている。手洗いは看護師や保育士が日常の保育の中で指導しており、ハンドソープを使いペーパータオルで拭き取ることにしている。手洗い場は自動水栓化されている。新型コロナウイルス感染症の対策として、手洗いや消毒の徹底・パーテーションの設置・換気の徹底等が行われている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時のマニュアルを整備しており、応急処置の対応について項目を分けて記載して職員間での共有を徹底している。また、事故発生時には事故発生記録を取り、職員間で情報を共有し、今後の事故防止についての対策案を立てる。ヒヤリハット報告はICTシステムに入力し、その内容について検討を行っている。遊具や設備の不具合による事故を防止するため錆やネジのゆるみ等を確認し、不具合が見つかった場合には早急に修繕するなど安全対策を行っている。</p> <p>防犯に関しては日常的に地域や行政から不審者情報の収集を行うほか、地域の警察の協力のもと「総合防犯訓練」を実施し、不審者への対応法や常備しているサスマタの取り扱い方法などの実践的な訓練も行われている。面識のない人の来訪の場合には、インカムを使って全職員に連絡する体制をとっている。</p>		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>災害対策マニュアルを整備して、災害発生時における役割分担を周知している。東日本大震災の教訓から大幅に改訂を行うなど、より実効性のあるマニュアルの策定を行っている。</p> <p>また、災害発生時に使用する各種器具・機器の定期点検を行っており、保育所園庭の倉庫に備蓄品を保管している。震度3以上の地震が発生した場合には、全園児の安全確認と園舎全体の点検を行い本部に報告するほか、保護者へは連絡帳アプリで報告を行っている。地震・火災・自然災害を想定した月1回以上の自主避難訓練をおこなうほか、心臓マッサージや自動体外式除細動器(AED)の使用法などを学ぶための救急救命講習の受講など、万が一の事態に適確かつ迅速な対応が出来るようしている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>地域における子育て支援として毎月1回行われている園庭開放は、市の広報誌やホームページ、外向け掲示板で告知をしている。園庭開放実施時は、身体測定や手足型を行い、表紙をつけて成長の記録として配布しているほか、制作や戸外遊びはカリキュラムを立てて実施している。</p> <p>子どもと地域の人々との交流を広げるため、地域の小学校との交流・年長児の小学校体験・小学生の町探検学習の受け入れ・中学生の職業体験の受け入れ・高等学校の文化祭の見学・高等学校からの職場体験や絵本の読み聞かせボランティアの受け入れ、高齢者施設を慰問して「よさこい」踊りの披露が行われていたが、今年度はコロナ禍にあって未実施のものもある。</p>		